

村山市子育てスマイルプロジェクト
小学校入学応援事業 小学校入学祝金支給要綱

（目的）

第 1 条 小学校入学時の学用品購入費の助成として小学校入学祝金を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図る。

（支給対象者）

第 2 条 村山市に住所を置き居住しており、村山市立小学校または山形県立楯岡特別支援学校に入学を予定している児童の保護者。

2 前項に掲げるもののほか、村山市長が特に認めるもの。

（支給額）

第 3 条 対象児童 1 人あたり現金 2 万円。

（支給申請）

第 4 条 小学校入学祝金の支給申請については、支給対象の保護者に支給に関する案内を行う。支給対象の保護者は「村山市小学校入学祝金支給申請書（別紙様式 1）」を提出する。

2 申請方法は、村山市子育て支援課に提出、または電子申請による。

3 申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

4 申請期限は支給の対象となった日が属する年度の 3 月 31 日とする。

5 支給対象の保護者が申請を行わなかった場合は、祝金の支給を辞退したものとみなす。

（支給決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、小学校入学祝金の支給を決定したときは、「村山市小学校入学祝金支給決定通知書（別紙様式 2）」により、速やかに申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第 6 条 支給の方法は、第 3 条に定める額を児童手当支給口座（公務員、または児童手当支給口座以外の口座を指定する場合は、その指定する口座）への振込により支給する。

2 村山市長が特に認めた場合は、第 3 条に定める額を現金により支給する。

（不正利得の返還）

第 7 条 市長は偽りその他不正の手段により第 6 条の規定による支給を受けた者があるときは、その者に対し、支給した額の全部または一部を返還させるものとする。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、祝金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

別紙様式 1

村山市小学校入学祝金支給申請書

令和 年 月 日

村山市長 様

申請者 住所

氏名

村山市小学校入学祝金の支給を受けたいので、村山市子育てスマイルプロジェクト
小学校入学応援事業小学校入学祝金支給要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請
します。

記

【対象者】

対象児童名	
入学予定学校	
支給申請金額	20,000円

【口座情報】（①または②から選択し、○を付けてください。）

- ① 児童手当支給口座
- ② ①以外の口座
（公務員の方、または児童手当支給口座以外の口座を指定する場合は記入）

		銀行 信用組合 協同組合	本店 支店
当座 普通	口座番号	口座名義（カタカナ）	

【添付書類】 ②を選択した場合：指定する口座の通帳の写し

子 第 号
令和 年 月 日

村山市小学校入学祝金支給決定通知書

様

村山市長 志 布 隆 夫

令和 年 月 日付で交付申請のあった小学校入学祝金について、下記のとおり
交付することを決定したので通知します。

記

【対象者】

対象児童名	
支給予定日	年 月 日
支給金額	20,000円

【口座情報】

		銀行 信用組合 協同組合	本店 支店
当座 普通	口座番号	口座名義（カタカナ）	